

No. 169 (2022/3)

日本アイ・ビー・エム株式会社 vs 野村ホールディングス株式会社他 1 名
(東京高裁平成 31 年 (ネ) 第 1616 号)

弁護士 松島 淳也

目 次

第 1	事案の概要.....	1
第 2	裁判所が認定した事案の経緯.....	2
第 3	主な争点に関する当事者の主張と裁判所の判断.....	11
1	本件の争点について.....	11
2	本件の争点における当事者の主張と裁判所の判断について.....	11
第 4	本判決に関する考察.....	19
1	争点 1-1 に関する裁判所の判断について.....	19
2	争点 1-2 及び 3 における IBM の債務不履行について.....	19
3	争点 1-4 の不法行為の成否について.....	20
4	パッケージの選定について.....	21

第1 事案の概要

日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「IBM」という。）と、野村ホールディングス株式会社（以下「野村HD」という。）は、野村証券株式会社（野村HDの完全子会社で以下「野村証券」という。）のSMAFW¹業務のためのコンピュータシステムについて、Wealth Manager Software というパッケージソフト（以下「WM」という。）を利用した開発業務支援等を内容とする、開発段階ごとの複数の契約を締結した。しかし、開発業務は、平成25年1月4日のシステム稼働開始を目標として、平成22年後半から平成24年後半まで継続されたものの、目標時期における稼働開始実現にリスクがあると判断されたことから、平成24年8月下旬に一時中断され、同年11月に野村HDが開発を断念した。

そのため、東京地裁平成31年3月20日判決（以下「原判決」という。）における本訴事件及び反訴事件で、以下の請求がなされた。

表 1-1 本訴における請求の概要

本訴原告	本诉被告	請求原因	請求金額 (円)
野村HD	IBM	債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求	約34億
野村証券	IBM	不法行為に基づく損害賠償請求	約1.8億

表 1-2 反訴における請求の概要

反訴原告	反诉被告	請求原因	請求金額 (円)
IBM	野村HD	本件個別契約13ないし15の業務が完了したことを前提とする報酬の請求 本件個別契約14について民法536条2項の適用を前提とした報酬の請求	約3.9億
IBM	野村HD	当事者間の合意、商法512条又は債務不履行を理由とする報酬相当額の損害賠償請求	約1.7億
IBM	野村証券	当事者間の合意又は商法512条	約1.7億

原判決は、IBMの不法行為の成立は否定したが、本件各個別契約の一部（本件個別契約13ないし15）がIBMの帰責事由により履行不能になったとして、本訴事件のうち野村HDの請求を約16億円の限度で認容し、野村HDのその余の請求及び野村証券の全部の請求を棄却した。また、反訴事件におけるIBMの請求の全部を棄却した。

そのため、当事者の全員が、各敗訴部分の全部（ただし、附帯請求棄却部分の一部を除く。）を不服として控訴（以下「本件」という。）した。

¹ SMAとは、「Separately Managed Account」の略で、資産運用のアドバイスや株式・債券・投資信託の売買注文等を一括して提供する資産運用サービスをいい、FWとは、「Fund Wrap」の略で、投資一任運用サービスの一種であり、顧客のリスク許容度や投資目的に合わせて、金融機関の専門家のアドバイスをもとに異なるタイプの複数の投資信託を選び、これらを組み合わせて運用するサービスをいう。

第2 裁判所が認定した事案の経緯

本件で裁判所が認定した事案の経緯を時系列で整理すると、概ね以下のとおりである²。

表2 本件の時系列表

No	時期及び内容
1	<p>【野村証券における STAR 導入とリテール IT プロジェクト】 野村証券は、バックオフィス業務の基幹システム（以下「CUSTOM」という。）の保守管理の手間と維持管理費用の増加という問題を解決するため、CUSTOM を野村総研が開発した STAR に置き換え、同時に個人向け商品用の情報システムも一新してスリム化するというプロジェクト（リテール IT プロジェクト）を企画し、IBM は、リテール IT プロジェクトに着目し、STAR のサブシステムとなるべき顧客対応部門（リテール関係業務）の中小規模のシステム開発に一部食い込むことを目指すこととした。</p>
2	<p>【パッケージソフト WM の紹介】 平成 22 年 4 月頃、IBM は、顧客対応部門の業務の一部である SMAFW（投資一任口座サービス）向けの情報システム（現行システム）の更新の受注にねらいの一つを定め、野村証券に対して、海外企業であるテメノス社が開発したパッケージソフトである WM を用いたシステム開発の営業をかけ、資料を用いて説明会を催した。この時点の IBM は、野村証券の SMAFW の実際の業務の詳細（フィーの計算及び徴収の詳細複雑なルールを含む。）を知らず、具体的な業務内容を踏まえた説明を行うことはできなかった。そのため、説明内容は、WM の標準機能、標準機能で賅えない部分の一般的な対応（カスタマイズ等）、日本語化が可能なこと、開発期間はカスタマイズがなければ 10 か月であり、カスタマイズの規模が大きくなればなるほど開発期間も長くなること、導入後の運用保守や障害対応も海外企業であるテメノス社が対応することなどであった。SMAFW 業務におけるフィーの計算及び徴収のルールが詳細複雑で、フィー業務の全部をそのままシステム化すると、要件定義や設計開発が厄介かつ膨大な仕事となり、ランニングコストも高くなる可能性があることは、当時の IBM は知る由もなく、資料にも記載がなかった。</p>
3	<p>【IBM の無償提案活動】 平成 22 年 8 月 30 日頃、IBM は野村証券に対し、WM を用いた SMAFW の新システム開発の説明を実施し、説明資料には、当時の IBM が理解した SMAFW の業務の外形に基づき WM の標準機能で実現できる主要機能について記載されていた。WM の標準機能には、フィー関係はあまり盛り込まれていなかったため、当時の IBM にもフィー関係がギャップ項目となること自体は、容易に判明した。しかし、IBM は、フィーの計算徴収に詳細複雑なルールがあって、全部システム化すると非常に長い開発期間を要することになることを知らず、フィー関係業務については主要な関心を払っていなかった。開発期間については上記 No2 と同様の説明であった。野村証券においては、SMAFW 業務は投資顧問部の担当であった。投資顧問部内においては、SMAFW のフィー計算徴収業務につき、その業務知識やルール（詳細複雑なフィー徴収の要件や計算手法を含む。）が特定の 1 名の社員（以下「Fee 担」という。）に属人的に独占されていた。野村証券の他の社員全員にとっては、フィー徴収の業務内容がブラックボックス化していて、Fee 担に聞かなければ把握できないという実態にあった。IBM の社員は、本件開発業務が本格化する前（平成</p>

² 紙面の都合上、裁判所の事実認定のうち、筆者が重要であると考えられる点のみを抽出している。

No	時期及び内容
	23年4月に概要設計フェーズに入る前は、このような実態を知らなかった。
4	<p>【Fit&Gap 分析】 平成22年9月後半から10月前半まで、野村証券とIBMとの間で机上のFit & Gap 分析が行われ、投資顧問部からのヒアリングにより、机上の概要レベルでの業務要件の整理と不足機能の洗い出しを行い、その結果が整理確認された。</p> <p>同年10月15日のIBMによる中間報告の要旨は、机上の概要レベルでの検討結果として、ほとんどの業務要件は実現可能であるが、当時のIBMにもギャップが明らかな4項目（フィー全般、スリーブ管理、CRF自動発注、フィナンシャルプランニング）及び野村証券が懸念を残す3項目（一括大量処理、顧客レポートの柔軟性、増減額時の運用資産額の把握）が残るというものであった。</p> <p>フィーについては、定性的にWMの標準機能では賄えないことが判明した。しかし、フィー関係の詳細複雑な業務要件のボリュームの存在がこの段階で野村証券からIBMに情報提供された形跡や、このような詳細複雑な業務要件のボリュームの存在にもかかわらず開発期間内に開発可能かどうかについて検討を加えた形跡はなかった。</p>
5	<p>【IBMの有償提案活動】 平成22年10月29日付け提案書で、平成25年1月のCUSTOMからSTARへの最初の置換開始と同時にSMAFWの新システムをSTARのサブシステムとして稼働開始することをビジネス上の目標とし、IBMは、WMを用いたSMAFWの新システム開発の提案を実施した。</p> <p>また、机上のFit&Gap分析（無償）では足りないため、有償の実機検証として、計画フェーズ（企画及び実質的な要件定義等）に入る前に2か月程度のPoC（導入前機能検証のこと。「Proof of Concept」の略）を行うことも提案された。ギャップ項目等については、平成22年10月15日の中間報告と同程度の指摘がされた。フィーのギャップは、項目としては指摘があるが、フィーの計算徴収に詳細複雑なルールがあること（後に、深刻なギャップの存在及び工数著増や手戻り頻発に伴うスケジュール遅延の原因として問題となる。）は、IBMの担当者は知らず、野村証券側でもFee担以外は知らなかった。</p>
6	<p>【本件個別契約1の締結とPoCの実施の事前準備】 平成22年11月12日頃、本件個別契約1（PoC実施の「事前準備」をIBMに委託するもの）を報酬額税別800万円と定めて締結した。実機検証は、同年10月13日実施の無償のデモセッションのシナリオが野村証券の業務と合わない、適合性が評価できない、機能の詳細を知りたいなどの意見があったため、投資顧問部の意見を考慮し、投資顧問部と合意したデータ及びシナリオを用いて実行された。本件個別契約1に基づき平成22年11月に事前準備作業が実行され、シナリオ、データ及び分析ポイント等が合意された（フィーや源泉徴収額はWM外部での計算を前提に任意の値が設定された。）。</p>
7	<p>【本件個別契約2の締結とPoCの実施】 平成22年11月29日頃、本件個別契約2（PoCの「実機検証」をIBMに委託するもの）を報酬額税別800万円と定めて締結し、平成22年12月に実機検証が実行された。投資顧問部のFee担は、同月14日から17日までに行われた検証実行セッションの半分以上に出席したが、フィー計算徴収業務の詳細複雑さが原因で、カスタマイズの規模の著増、ひいては開発期間の長期化をもたらし、平成25年1月のSTARとの同時稼働開始を困難にする大きなリスクがあることを、指摘しなかった。</p>

No	時期及び内容
	<p>IBM は、同年 12 月 29 日、IT 戦略部幹部に対して、PoC の結果報告と今後の進め方の提案（パッケージを前提とした要件検討・制約の整理）を行った。投資顧問部は同席していなかった。IBM の結果報告では、検討の継続が必要な項目は残るものの、パッケージソフトである WM を用いた SMAFW の新システム開発と平成 25 年 1 月の STAR との同時稼働の開始は可能とされた。合意により設定された分析ポイントのうち、要求機能の存在を確認した項目が 31、要求機能は存在するが実証できなかった項目が 1、要求機能の不存在を確認した項目が 20、要求機能の存在が未確認の項目が 2 であった。不存在確認項目 20 のうち、代替案を提案する項目が 3、カスタマイズを検討する項目が 17（うちカスタマイズレベル中が 3、レベル小が 14）であった。平成 22 年 12 月 29 日の段階では、後に大きなギャップが判明するフィー計算徴収業務の詳細複雑さの問題は、IBM の担当者は知らず、野村証券においても Fee 担以外は知らなかった。</p>
8	<p>【本件個別契約 3 の締結】 平成 23 年 1 月 17 日頃、本件個別契約 3 を、報酬額税別 3920 万円と定めて、IBM 所定の契約書を用いて締結した。当該契約書には、サービス期間終了日（平成 23 年 2 月 28 日）及び支援サービスの内容（要件定義フェーズ、SMAFW 業務において WM を前提とした業務フロー定義、Gap 分析作業、要件の整理、課題の洗い出しの支援を行う）等の記載がある。</p>
9	<p>【要件定義書³の作成】 IBM の作成した要件定義フェーズの説明資料には、野村証券のリテール IT プロジェクトの目的（スリム化、コスト削減及び業務の効率化）を意識して、プロジェクト方針として「極力パッケージ標準機能の中での業務の成立、業務改革を意識した業務の棚卸」などの記載、ポイントとして「既存の業務モデルに固執せず新たな業務モデルを構築する。業務・システムの両面から改善・代替策の提案及び検討を行う。GAP＝追加開発ではなく、パッケージ標準機能の中で業務を成立させることを念頭に置く。」などの記載があり、業務フロー定義、Fit&Gap 分析及び所要の追加開発の概算見積などの作業を経て、平成 23 年 2 月下旬までに「要件定義書」と題する文書の策定を完成させることを目標としていた。 同年 2 月 25 日に「要件定義書」と題する文書が策定された。本件システム開発の概算費用総額は 19 億 3000 万円とされた。</p>
10	<p>【本件個別契約 4 の締結（概要設計の立ち上げフェーズ）】 野村 HD と IBM は、「要件定義書」と題する文書策定後の概要設計（本格的な要件定義作業）の立ち上げのために、平成 23 年 3 月 3 日頃、本件個別契約 4 を、報酬額税別 980 万円、契約期間を同月末日までと定めて、IBM 所定の契約書を用いて締結した。</p>
11	<p>【本件個別契約 5 ないし 7 の締結】 平成 23 年 4 月 4 日頃、本件個別契約 5 を、報酬額税別 1 億 7370 万円と定めて締結した。当該契約書には、サービス期間終了日（平成 23 年 6 月 30 日）及び支援サービスの内容（WM 概要設計、帳票外付け概要設計、インターフェース概要設計、移行計画作成の支援）等の記載がある。また、同じ頃、本件システム完成前の段階の本件開発業務において WM を使用するための WM のライセンス契約として本件個別契約 6（報酬額税別 6 億 3000 万円）を締結</p>

³ 本件での要件定義は、「システム開発に関して世間一般で要件定義と言われるものの大半は「概要設計」段階で実施され、その前の「企画」段階で策定される「要件定義書」と題する文書は、単なる企画書のようなものであって、世間一般で言われる要件定義とは異なる」とされている。

No	時期及び内容
	<p>し、開発機器の購入と初年度保守料のための契約として本件個別契約 7（報酬額税別 8746 万 8546 円）を締結した。</p> <p>野村証券は、平成 23 年 4 月以降の概要設計段階になって、CR（変更要求のこと。「Change Request」の略）により、「要件定義書」と題する文書に記載のない新業務要件として四半期リバランス⁴を要求し、スリム化の基本方針に反してシステム更新の目玉の一つにしようとした。四半期ごとに行うリバランスがフィー徴収や契約変更などの他のイベントと重なった場合の要件は、非常に複雑となり、本件開発業務遅延の一因となった。</p> <p>IBM としては、ヒアリングに伴いカスタマイズ量がある程度増大することは、システム開発においては通常のことと、このような通常程度のカスタマイズの増大があっても、当初スケジュールの維持は可能と見込んでいた。</p> <p>他方、IBM は野村証券の業務に詳しくなかったため、IBM が、概要設計フェーズの冒頭から、SMAFW の全業務について、WM の標準機能で対応可能な形態への業務変更を検討していくことは、困難であった。</p>
12	<p>【想定外の工数増の判明】</p> <p>平成 23 年 5 月には、投資顧問部の希望に沿って現行業務を踏襲し、WM の標準機能の使用に消極的なままであるとすれば、カスタマイズが必要となる部分の工数が、それまでの想定よりも著しく増大することが、IBM に判明していった。</p> <p>カスタマイズ量の増大は、想定を大きく上回る著しきで、本件開発計画の成功不成功に及ぼす影響が看過できないレベルとなる見通しとなった。標準機能でまかなえない開発必要数の増加分（機能数による。）は、「要件定義書」と題する文書の策定時と比べて、約 2 倍にまで増加していた。</p> <p>IBM は、同年 6 月 17 日、7 月から予定されていた基本設計フェーズの前半で、「パッケージをベースとしたあるべき業務プロセス」(①共通化、②代替手段、③自動化しない、④やめる(直投)などの対応策)を検討することを提案した。</p>
13	<p>【本件個別契約 8 の締結（概要設計最適化フェーズ）】</p> <p>野村 HD と IBM は、平成 23 年 7 月 1 日頃、同年 7 月の 1 か月間に概要設計最適化フェーズを実施するため、本件個別契約 8 を締結した。当該契約書には、サービス期間終了日（平成 23 年 7 月 31 日）及び支援サービスの内容（あるべき業務プロセスの検討と業務要件の再レビュー、あるべき業務プロセスの作成、SMA/FW の共通化、直投の対応検討、必要インターフェースの精査、移行計画、基本設計の準備作業の支援）等が記載されている。</p> <p>IBM は、「7 月から開始が予定されていた設計開発フェーズに直ちに入らずに概要設計最適化フェーズを設けると、設計開発が遅延し、テスト期間の不足も懸念される。しかし、カスタマイズ等の工数が増加したままだと、設計開発に長期間を要し、開発費用も膨れ上がり、プロジェクトのビジネス上の成功にも影響を及ぼすので、工数削減を行うことが必要である。概要設計最適化フェーズの趣旨は、パッケージベースのあるべき業務プロセス構築による工数削減、類似したプロセスの統廃合、ビジネスボリュームや利用頻度を勘案したシステム化対象範囲の絞り込み（直投のシステム化からの除外などを念頭においたもの）、承認プロセスや月次処理、年次処理の簡易化にある。7 月前半に IBM があるべき姿の業務プロセスたたき台を作成し、野村証券、テメ</p>

⁴ リバランスとは、時の経過による価格変動に伴いポートフォリオ（株式（国内・海外）、債券（同）などの資産配分比率。比率は時価評価ベースで算出する。）が目標範囲から外れた場合に、目標の範囲内になるように比率を調整することである。

No	時期及び内容
	<p>ノス社を交えて、業務プロセス検討、工数削減を行い、7月後半に概要設計書を作成する。」と提案し、投資顧問部の部長及び IT 戦略部の部長はこれに賛同した。</p>
14	<p>【概要設計最適化フェーズの難航】 総口座数がわずか 14 口座にとどまる直投（超富裕層向けの口座）の手作業化（システム化からの除外）による工数削減案についてすら、投資顧問部の担当者の猛反対にあつて、実現できなかった。SMA と FW の契約更新手続を共通化することによる工数削減についても、同様に、投資顧問部の担当者の猛反対にあつて、実現できなかった。 平成 23 年 7 月 8 日の協議においては、工数の更なる増加を懸念していた IT 戦略部長から「今後大きな工数追加が判明する可能性はないと認識してよいか」という発言があつた。同席していた Fee 担は、いまだフィー徴収業務の詳細複雑な内容の全体像をヒアリングの機会に IBM に伝えていなかったため、IT 戦略部長から指摘のあつた大きな工数追加が今後も生じる可能性を認識していた。しかし、Fee 担は、IT 戦略部長の前記発言があつたにもかかわらず、前記発言に対しては沈黙を貫いた。その結果、必要な情報（大きな工数追加がフィー関係業務において続出すること）が IT 戦略部長及び IBM の担当者に伝わらず、本件開発作業の円滑な進行が妨げられる原因となつた。 発生頻度の低い業務要件（株式分割情報の取込み）の入力手作業化によるカスタマイズ量の削減提案が IBM からあつた。機能削減により、システムの維持管理コストの低減にも資する提案であつた。しかし、Fee 担は、手作業化リスクやオペレーション時間短縮を理由に、IBM の提案を拒否した。同席していた IT 戦略部長及び投資顧問部長は、Fee 担の反対を黙認した。 同年 7 月 15 日時点で、工数削減目標（合計 851 人日）からは 318 人日を削減し、その他の削減できた項目と合わせて合計 706 人日を削減したが、概要設計最適化フェーズに入ってから新たに判明したカスタマイズの作業工数が合計 681 人日に及んだため、差し引き 25 人日の削減（工数の総数が 1891 人日）にとどまるというものであつた。新たに 681 人日もの工数増加が判明した原因には、CRF 発注機能（30 人日）のように IBM 側の作業漏れによるものもあつたが、野村証券からの新たな要件の小出し、後出し（四半期リバランスなど）から派生したものが多かつた。</p>
15	<p>【ストーリーボード】 ストーリーボードとは概要設計終了段階の作成物であるが、WM の概要設計書のうちカスタマイズを行う部分を抽出した英語の文書で、パッケージソフトである WM の製作者であるテメノス社にとっては、本件システムの設計図の役割を果たすものである。ストーリーボードが野村証券のレビューを経て確定しないと、テメノス社はプログラムの製作作業に入ることができず、プログラムの納品も遅れることになり、これらのことは投資顧問部にも説明されていた。ところが、後に、ストーリーボードの確定遅延や、野村証券からの CR（変更要求）に伴い一旦確定したストーリーボードの再修正（手戻り）を余儀なくされることが、平成 23 年 9 月以降、ひいては平成 24 年（当初の予定ではプログラムの納品後のサブシステム間連結テストの実施が予定されていた。）に入っても続いたことが原因で、プログラムの製作作業に時間的な余裕がなくなり、プログラムの納品遅延や、納品されたプログラムの品質確保上の問題を引き起こすことになった。</p>
16	<p>【本件個別契約 9 の締結（基本設計準備フェーズ）】 野村 HD と IBM は、平成 23 年 8 月の 1 か月間に基本設計準備フェーズを実</p>

No	時期及び内容
	<p>施するため、同年 8 月 4 日頃、本件個別契約 9 を、報酬額税別 7075 万円と定めて、IBM 所定の契約書を用いて締結した。当該契約書には、確定料金 (7075 万円・消費税別)、サービス期間終了日 (平成 23 年 8 月 31 日) 及び支援サービスの内容 (WM、外部開発機能、インターフェース機能、各種帳票、データ移行及びシステム基盤にかかわる基本設計の準備並びに開発環境構築の準備支援) 等が記載されている。</p>
17	<p>【基本設計準備フェーズの難航】 平成 23 年 8 月前半に行われた概要設計の積み残しの継続課題の作業においては、投資顧問部の Fee 担は、フィー徴収分野を中心に、新たに多数の業務要件追加の要求を行い、概要設計が一応の終了をみるまでに 8 月下旬までを要し、ストーリーボードの作成・更新・レビュー作業も、これに伴い遅延した。また、フィー計算の詳細、複雑な内容は、Fee 担しか知らず、投資顧問部所属の他の野村証券社員にとっても、ブラックボックスであった。その結果、Fee 担がフィーの計算徴収業務について WM パッケージ標準機能に合わせるなどの業務の簡素化を拒絶すれば、投資顧問部長や IT 戦略部長も口出しできず、黙認するほかはないという実態にあった。現行業務を前提とするフィー計算は、夥しい数の場合分けを要する詳細、複雑なもので、システム化する場合にはプログラム工数を著しく増加させ、本件システム開発の遅延と維持管理コストの増大を招くものであった。</p>
18	<p>【本件個別契約 13 の締結 (基本設計フェーズの開始)】 野村 HD と IBM は、平成 23 年 9 月 9 日、Drop15 部分の基本設計、プログラムの製作納品並びに IBM 単独で実施可能なテスト (単体テスト及びサブシステム内連結テスト) の実施を内容とする本件個別契約 13 を締結した。</p>
19	<p>【本件個別契約 10 ないし 12 の締結】 野村 HD と IBM は、設計開発フェーズにおける作業 (機械・ハードウェアの購入等) のため、平成 23 年後半に、IBM 所定の契約書を用いて、本件個別契約 10 から 12 までを締結した。</p>
20	<p>【CR (変更要求) とストーリーボードレビューの遅延】 平成 23 年 9 月に入っても、遅延の原因 (工数増加、レビュー済みのストーリーボードの再変更にまで遡る手戻り) となる CR (変更要求・新たな要件の追加要求) が野村証券からあった。主要な追加要求の 1 つは、フィー関係であり、マーケットバリュー、フィー計算対象金額など様々な点について、詳細かつ複雑な追加要求があった。主要な追加要求のもう 1 つは、四半期リバランス (同年 5 月頃の概要設計段階で新業務要件として追加されたもの) の結果を契約履歴の欄に登載するというものであった。野村証券からの CR (変更要求) は終わらず、同年 10 月以降も続いていった。 同年 11 月 21 日開催の第 7 回課題共有ボードミーティングでは、新たに「増額時の源泉プールの売買ロジック変更」などの CR (変更要求・ストーリーボードのうちモデル&リバランス) が発生したこと、ストーリーボードのうち顧客 Web は、作業優先度が低い (納品目標時期が遅い) ことや、テメノス社が平成 24 年 1 月納品目標が維持された部分に注力しているために、遅れていることが報告された。</p>
21	<p>【平成 23 年終盤における納品目標時期のさらなる変更】 平成 23 年 11 月 29 日に第 1 回ステコミが開催され、プログラムの納品時期については、Drop1 (顧客 Web 以外であって、サブシステム間連結テストに影響</p>

⁵ Drop1 とは、総合テストが開始される平成 24 年 3 月までに、プログラムのうち STAR との総合テストに必要な部分のこと。

No	時期及び内容
	<p>する部分) を平成 24 年 3 月 9 日に (Drop1 のサブシステム内連結テストの完了目標は同月 30 日)、Drop2 (主に顧客 Web・STAR との総合テストに影響しない部分) を同年 6 月 15 日 (Drop2 のサブシステム内連結テストの完了目標は同月 29 日) と合意された。更に、テストへの参加の必要性が乏しいもの (管理機能の日本語化など) は、Drop2 から分けて Drop3 とし、プログラムの納品時期を同年 9 月末 (稼働開始目標の 3 か月前) に延期する旨変更された。</p>
22	<p>【新たな CR (変更要求) の凍結要請】 平成 23 年 12 月 28 日に開かれた第 11 回課題共有ボードミーティングで、IBM から野村証券に対して、新たな CR (変更要求) の凍結を要請した。その結果、その後 1 か月余りは、新たな CR (変更要求) は出なかった。しかしながら、平成 24 年 2 月 9 日頃に、野村証券からフィー関係で新たな機能追加を求める CR (変更要求) があり、凍結要請は破られた。</p>
23	<p>【平成 24 年 2 月の新たな CR (変更要求)】 投資顧問部の Fee 担は、平成 24 年 2 月 9 日の臨時ステコミ及びボードミーティングの直前頃に、フィー関係の新機能追加を内容とする CR (変更要求・成功報酬算出のための基準価額を手動で再計算する機能) を求めた。ストーリーボードの変更にまで遡るといふ手戻りが発生するもので、大幅な遅延の原因となり、平成 25 年 1 月の稼働開始のリスクとなることは必至であった。設計図が確定した平成 24 年 3 月 23 日というのは、Drop1 のプログラム納品目標の変更後の日である同年 3 月 9 日や、Drop1 のプログラム (フィー以外の部分) の実際の IBM への納品日である 3 月 16 日よりも、更に後の日であった。この CR (変更要求) が、Drop1 のフィー部分の納品目標の 4 月への後ろ倒しという新たな遅延の原因となるとともに、プログラム製作に十分な作業時間が確保できない主要な原因の一つとなった。その後も、CR (変更要求) は、同年 8 月下旬の STAR との全体統合テストの中止 (本件システムの平成 25 年 1 月の稼働開始の断念) の決定があるまで五月雨式に続き、開発作業の遅延の原因となった。</p>
24	<p>【Drop1.0 の納品】 Drop1 のうち、フィー関係を中心とする部分の納品目標を平成 24 年 4 月 15 日に再延期することが承認された。その理由は、同年 2 月に入ってから Fee 担からの新機能の追加を求める CR (変更要求) などに起因するスペック及びプログラム作成作業の手戻りが原因で遅延が発生し、プログラム納品が同年 3 月 9 日に間に合わないことである。なお、3 月 9 日納品分を Drop1.0、4 月 15 日納品分を Drop1.1 と称する。 分割納品予定に変更された Drop1.0 は、目標 (同年 3 月 9 日) より遅れて 3 月 16 日にテメノス社から IBM に納品された。しかし、テメノス社において製作作業期間が十分に取れなかったことなどから、IBM の受入テストに合格せず、同年 4 月 5 日に再納品することになった。</p>
25	<p>【本件個別契約 15 の締結】 平成 24 年 3 月 2 日には、Drop2 部分の全部及び Drop1 のうち本件個別契約 13 の締結以降に新たに追加された機能の部分の開発・プログラム製作のための本件個別契約 15 が、IBM 所定の契約書を用いて締結された。</p>
26	<p>【本件個別契約 14 の締結】 Drop1 の納品が見込まれ、サブシステム間連結テストや STAR との総合テストの開始が目前となったので、平成 24 年 3 月 26 日には、テスト (サブシステム間連結テスト ITb、総合テスト、ユーザ受入テスト)、データ移行の実施・支援のための本件個別契約 14 が、IBM 所定の契約書を用いて締結された。</p>

No	時期及び内容
27	<p>【Drop1.1 の納品状況】 Drop1 のうち、Fee 担の CR (変更要求) の影響を受けて納品目標を後ろ倒しした Drop1.1 は、後ろ倒しした納品目標 (平成 24 年 4 月 15 日) よりも更に遅延が発生した。 同年 5 月 9 日に第 6 回ステコミが開催され、同月 11 日に IBM に納品目標の Drop1.1 について、納品前に IBM が実施したテストで 3 件のショーストッパー (showstopper⁶) が発見され、納品基準を満たさず納品できなくなったことが報告された。Drop1.1 は、同年 5 月 11 日に一応の納品があったことにはするが、ショーストッパーの内容と対応及び影響分析の報告等を速やかに行うこと、Drop2.1 (Drop1 の追加機能部分) の納品を同年 6 月 29 日より前倒しすること (6 月 29 日納品では同年 7 月からの STAR との全体総合テスト実施に影響するため)、納品スケジュールを反映した本件プロジェクト全体スケジュールの見直しを行うこととされた。</p>
28	<p>【Drop2.1 の納品状況】 Drop2.1 (Drop1 の追加機能部分で STAR との総合テストに間に合わせる必要があるもの) の納品は平成 24 年 6 月 29 日に延期されずに、目標の同月 15 日に納品された。</p>
29	<p>【コンティンジェンシープランに係る要件定義書の作成】 平成 24 年 6 月 15 日には、野村証券内部で、SMAFW システムが平成 25 年 1 月に IBM と共同開発中の本件システムへの切替ができない場合を想定したコンティンジェンシープランに係る要件定義書 (野村総研作成の現行 SMA システム (CUSTOM と接続中) を STAR 移行後導入される関連システムと接続することを基本的な内容とするもの) が作成された。本件システム開発が、平成 25 年 1 月の STAR の稼働開始に間に合わないリスクが、稼働開始予定の半年前の時点で、無視できない大きさになっていたことがうかがわれる。</p>
30	<p>【総合テストへのプレ参加と正式参加】 リテール IT プロジェクト全体では、新たに導入される STAR も含めた全体総合テストが、平成 24 年 7 月には既に開始されていた。本件システムには未解決の大きな問題が多数あったため、本件システムが全体として正式に全体総合テストに参加することはできない状態にあった。しかし、本件システムの一部に限定すれば参加に支障がないため、平成 24 年 7 月 2 日から、本件システムの一部が全体総合テストにプレ参加していた。プレ参加部分においても、ショーストッパーや TPR の発生はあったが、比較的簡単に修正できるものばかりで、プレ参加自体は、継続することができていた。 同年 8 月 9 日に第 9 回ステコミが開催された。納入目標が経過した WM のプログラムの全部 (未だ契約が締結されていない Drop3 を除く。) が納品基準を満たして納品されたことが確認され、同年 6 月 15 日時点で判明していた主要な問題点 (ショーストッパー) が概ね解消されたことなどから、本件システムの総合テストへの参加が承認された。</p>
31	<p>【IBM による平成 25 年 1 月稼働開始についてのリスク報告】 平成 24 年 8 月の STAR との総合テストへの正式参加後、同月中に順次実施されたテストの結果は、予想よりも悪く、多数の TPR その他の不具合が出た。リテール IT プロジェクトの中で、本件システムと他社開発のサブシステムのテスト進捗状況を比較すると、本件システムは、テスト進捗率が低いにもかかわらず、障害発生率が何倍も高いという状態にあった。本件システムにお</p>

⁶ ショーストッパー (Showstopper) とは、WM による正常業務ができないという緊急性の高い障害のこと。

No	時期及び内容
	<p>いて新たに判明した TPR には、短期間に解決困難なものもあり、トラブルの収束は容易でないとみられた。</p> <p>野村証券は IBM に対し、平成 25 年 1 月 4 日の稼働開始が問題なく可能であるかの現状報告を求め、これを受けて IBM が検討した結果は、平成 24 年 8 月 23 日時点で、本件システムの WM 本体の TPR の障害収束完了時期が同年 10 月 16 日と予測され、平成 25 年 1 月稼働開始のために達成すべき同年 9 月末及び 10 月末の各マイルストーン（中間目標）を達成できないリスクが大きく、その結果、テスト終了後の移行リハーサル等に必要な期間が十分に確保できないことも考慮すると、平成 25 年 1 月の稼働開始について、スケジュール及び品質の点にリスクがあるというものだった。</p>
32	<p>【野村証券による平成 25 年 1 月稼働開始断念と総合テスト中止】</p> <p>平成 24 年 8 月 27 日、野村証券は、平成 25 年 1 月の本件システムの稼働開始を断念し、STAR との総合テストも一時中止すること、CUSTOM と接続して稼働中の野村総研が開発した現行システムを平成 25 年 1 月以降暫定的に STAR と接続し直して運用することとし、そのための作業を野村総研に委託することを決定した。この決定は、本件システム開発遅延対応を目的として平成 24 年 6 月に作成されていたコンティンジェンシープラン（一般にはシステム障害発生時の金融サービスの顧客への深刻な影響や信用不安の発生防止を目的とする代替策を意味する。）によるものであった。</p>
33	<p>【遅延問題検討会の実施とリカバリープランの検討】</p> <p>平成 24 年 9 月 3 日及び同月 6 日の 2 回、野村証券と IBM の担当者による遅延問題検討会が開催された。IBM は、リカバリープランとして、A4 版本文別表合わせて 5 枚の資料（それまでの野村証券からの指摘も踏まえて、遅延の原因分析と対策を記載したもの）を作成して野村証券に提出した。当該資料には、原因（野村証券の業務や WM 機能の理解不足、要件確定不十分、チームとして機能せず等）と対策案（要員増強、管理強化、テスト品質向上、テメノス社員常駐等）が一通り羅列されており、当該資料を元に行われた討議において、野村証券側から、責任の所在不明確、提出資料に全体レビューを施した形跡がない、プロジェクト管理やコミュニケーションがまずい、業務スキルを備えた人材の不足、パッケージ適用かカスタム開発かが不明確、IBM 内での情報共有及びテメノス社との連携も不十分で稼働後の保守も心配などの指摘があった。</p> <p>IBM は、同年 9 月 18 日、リカバリープランとして、見直しプランを記載した資料を作成し、野村証券に提出した。見直しプランは全 55 頁のパワーポイント資料で、その記述スタイルは、野村証券の次長から送付されたプロジェクト課題 23 項目（原判決別紙 9 の 1）のフォーマットの空欄を利用したり、課題 23 項目の各項目に対応する形式ではなかった。しかしながら、IBM としては、実質的には課題 23 項目に対する対応も盛り込んだつもりでいた。</p> <p>また、IBM は、同年 10 月 4 日、リカバリープランとして、新見直しプランを記載した資料を作成して、野村証券に提出した。</p> <p>野村証券は、新見直しプランについて、同年 9 月 7 日に送付したプロジェクト課題 23 項目に新たな課題 3 項目（リリース迄のコスト、リリース後のコスト、IBM とテメノス社との具体的な管理・障害対応体制）を加えた課題 26 項目に対応できているかどうかという観点から評価を加え、ほとんどの項目で対応ができていないか不十分であるという社内評価をした。</p> <p>更に、IBM は、同年 10 月 15 日、リカバリープランとして、見直しプランの最終報告を記載したパワーポイント資料を作成して、野村証券に提出した。</p>

No	時期及び内容
	野村証券は、最終報告について、課題 26 項目（IBM に送付された事実の証明はない。）に対応できているかどうかという観点から社内評価を加え、新見直しプランからほとんど改善がないという社内評価をした。
34	<p>【本件開発業務の中止と契約の解除】</p> <p>野村証券担当者は、平成 24 年 11 月 2 日の会議において、IBM 担当者に対し、口頭で、本件開発業務を中止することを通告した。</p> <p>平成 25 年 1 月 29 日、野村証券は、IBM に対して、本件開発業務に関する一切の契約を解除する旨の文書による通知を行った。この解除通知は、双方において、野村証券が野村 HD を代理して意思表示したものと認識された。</p>

第 3 主な争点に関する当事者の主張と裁判所の判断

1 本件の争点について

本件の本訴における主な争点は、以下のとおりである。

表 3-1 本訴における主な争点

	内容
争点 1-1	IBM が各開発段階の作業を遂行する債務のほかに、システムを最終的に完成させる債務を負うか否か。
争点 1-2	本件各個別契約の履行不能 野村 HD が本件開発業務中止の判断をしたことには合理性があり、本件システムは、社会通念上、客観的に完成不能（履行不能）となり債務不履行責任を負うか。
争点 1-3	本件各個別契約の履行遅滞 本件各個別契約は、約定期限までに履行されず、履行遅滞の責任を負うか。
争点 1-4	不法行為の成否 IBM は、本件開発業務において、適切なプロジェクト・マネジメントを行わず、本件開発業務を頓挫させたから、野村 HD 及び野村証券に対し、不法行為責任を負うか。

本件の反訴における主な争点は、以下のとおりである。

表 3-2 反訴における主な争点

	内容
争点 2-1	本件個別契約 13 ないし 15 に基づく未払報酬請求の可否
争点 2-2	本件各個別契約に基づかない追加作業についての報酬請求等の可否

2 本件の争点における当事者の主張と裁判所の判断について

(1) 争点 1-1（IBM が各開発段階の作業を遂行する債務のほかに、システムを最終的に完成させる債務を負うか否か）について

ア 当事者の主張

争点 1-1 に関する当事者の主な主張は以下のとおりである。

なお、争点 1-1 では、本件各個別契約の業務を完成又は完了させる合意はあったか否かという意味ではなく、本件各個別契約において、本件システムを完成して稼働させることや、その履行期限を平成 25 年 1 月 4 日とすることが、IBM の債務の内容として合意されていたかという視点で争われているものと考えられる。

表 4 争点 1-1 に関する当事者の主張

IBM の主張	野村 HD らの主張
(結論) 合意されていない。	(結論) 合意されている。
(理由) 本件各個別契約は、本件システムの開発段階ごとの多段階契約の形式をとっている。本件各個別契約においては、本件システムの完成に向けての各開発段階におけるサービス提供と成果物の納入等を IBM の債務とするが、本件システムの完成それ自体を IBM の債務とすることは合意されていない。	(理由) 本件各個別契約は、本件システムの完成に向け順次締結されたものであり、個々の契約は、当初設定された費用・期間・機能によって構成される計画に従って本件システムを完成できるよう作業や取引を規定して締結されるものであるから、本件各個別契約の債務の本旨に従った給付には、本件システムを完成させることも含まれるというべきである。

イ 裁判所の判断

(結論)

本件各個別契約においては、本件システムを完成して稼働させることや、その履行期限を平成 25 年 1 月 4 日とすることは、IBM の債務の内容として合意されていなかったものというべきである。

(理由)

- ・本件開発業務や本件各個別契約の締結が、平成 25 年 1 月 4 日に本件システムを STAR のサブシステムの一つとして STAR と同時に稼働開始することをビジネス上の目標として行われたと推認できるが、ビジネス上の目標が重要であるからといって、ビジネス上の目標がそのまま契約上の債務として合意されるとは限らない。
- ・本件各個別契約の契約書には、本件システムを完成して稼働させることや、その履行期限を平成 25 年 1 月 4 日とすることは、IBM の債務の内容としては記載されたことはない。
- ・準委任契約の本件個別契約 14 の契約書には、「IBM 支援サービス契約書」と記載され、「情報システム開発（野村 HD の責任において完成）」についての支援サービスであることが記載されている。
- ・プログラム構築（製作）契約についてみると、「プログラムは IBM によるサブシステム内連結テストの野村 HD による確認をもって請負完了とする」「成果物最終納入予定日を平成 24 年 6 月 30 日とし、納入をもって請負完了とする」と記載されている。

(2) 争点 1-2（本件各個別契約の履行不能）について

ア 当事者の主張

争点 1-2 に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

表 5 争点 1-2 に関する当事者の主張

IBM の主張	野村 HD らの主張
<p>(結論) 履行不能となっていない。</p>	<p>(結論) 履行不能となっている。</p>
<p>(理由) 本件個別契約 14 を除く本件各個別契約は、履行が完了している。履行が完了した契約上の債務は、遡って履行不能とはなり得ない。本件個別契約 14 は、野村 HD らの帰責事由（本件開発業務の中止決定）により、未履行部分が履行不能となったもので、IBM は賠償責任を負わない。</p>	<p>(理由) ・IBM は、本件開発業務において、成果物（プログラム等）の納入遅延を繰り返し、成果物の品質も甚しく不良で、納入後のテスト結果も劣悪であった。そのため、野村証券は、平成 24 年 8 月下旬に本件システムの平成 25 年 1 月 4 日の稼働開始を断念した上、代替プラン（コンティンジェンシープラン）を発動させざるを得なかった。その後、野村証券は IBM に対して、具体的な課題を挙げて見直し案の検討を求めたが、IBM が適切な対応をしなかったため、本件開発業務の中止通告に至った。 ・野村 HD らが本件開発業務中止の判断をしたことには合理性があり、本件システムは、社会通念上、客観的に完成不能となったものというべきであり、さらに、平成 25 年 1 月 15 日に IBM 自身が本件システム開発を続行しないと明言したことからも、本件各個別契約は、既履行・未履行を問わず全部履行不能（又は不完全履行）となり、IBM は野村 HD に対し債務不履行責任を負うというべきである。</p>

イ 裁判所の判断

(結論)

本件各個別契約が履行不能となっているとは言えない。

(理由)

・本件個別契約 13 及び 15 について

成果物最終納入予定日は、本件個別契約 13 が平成 24 年 3 月 31 日、本件個別契約 15 が同年 6 月 30 日とされていたが、双方の合意により履行が猶予され、納入予定日が延期されたものと推認される（報酬支払計画における最終支払日が同年 9 月 30 日迄延期されたことから、納入予定日も合意により同年 8 月末日頃まで延期されたものと推認される。）。そして、本件個別契約 13 及び 15 所定のプログラムの仕掛品（ソースコード、実行モジュール）の

全部（Drop2の顧客Web部分も含む。）が遅くとも同年7月27日までに製作納品され、同年8月9日の第9回ステコミにおいてプログラムの全部が納品基準を満たして納品されたことが確認され、かつ、本件システムの総合テストへの参加が承認されたという前記認定事実によれば、本件個別契約13及び15に基づきIBMが負う債務は、その履行を終えたという事実を推認することができる。

- 本件個別契約14について
平成25年1月4日に本件システムをSTARと同時に稼働開始する債務を本件個別契約14に基づいて負うものではない。IBMは、受任者として、本件システムの平成25年1月4日稼働開始を目標として誠実にサービスを提供すべき善管注意義務を負うにとどまる。したがって、IBMが本件システムを完成させる義務を負うことを前提とする本件個別契約14の履行不能の主張は、理由がない。
- 本件個別契約6について
本件個別契約6の契約書によれば、本件個別契約6は、本件システム完成前の本件システム開発の段階において必要な当初ライセンスを野村HDに付与する契約にすぎないことが明らかである。そして、野村HDは本件システム開発に必要なWMの提供を受けたという事実を認定することができる。
- その他の本件各個別契約について
本件個別契約6及び13ないし15を除くものは、当該フェーズの終了により履行が完了したことが明らかである。

(3) 争点1-3（本件各個別契約の履行遅滞）について

ア 当事者の主張

争点1-3に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

表6 争点1-3に関する当事者の主張

IBMの主張	野村HDらの主張
(結論) 履行遅滞となっていない。	(結論) 履行遅滞となっている。
(理由) <ul style="list-style-type: none"> • 本件個別契約13及び15について、契約書に記載された納入予定日は、合意により変更されて期限の定めのない債務となり、履行の催告がなく、履行遅滞に陥っていない。 • 本件個別契約14には、IBMの債務についての履行期限の定めがない。野村証券が本件開発業務中止の通告をした平成24年11月2日までの間においては、IBMは現実に本件個別契約14に基づく債務の履行を行った。同日以降は、IBMによる債務の履行を野村HDが拒否（受領遅滞）している。いずれにせよ、本件個別契約14につき、履行遅滞の責任を負わない。 • 本件個別契約6に基づくIBMの債務の 	(理由) <ul style="list-style-type: none"> • 本件個別契約13に基づく債務（プログラム（ソースコード、実行モジュール）の納入及びサブシステム内連結テスト）が約定期限までに履行されず、履行遅滞に陥っており、野村HDは平成24年8月24日迄に計画見直しを指示することにより履行の催告をした。 • 本件個別契約15に基づく債務（顧客Webのサブシステム内連結テスト）が約定期限までに履行されず、履行遅滞に陥って、野村HDは平成24年8月24日迄に計画見直しを指示することにより履行の催告をした。 • 本件個別契約14に基づく債務（全体総合テスト）が約定期限までに履行されず、履行遅滞に陥った。野村HDは、そ

IBM の主張	野村 HD らの主張
内容は、WM の生産的使用開始前の段階における、本件開発業務遂行に必要な当初ライセンスの付与であり、平成 23 年 6 月 27 日までに履行を完了した。	<p>の頃、IBM から計画見直しの説明を受けるなどすることにより履行の催告をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件個別契約 6 (WM のライセンス契約) に基づく債務 (カスタマイズが完了した WM を野村 HD らに利用許諾して、その従業員らが本件システムを利用できるようにすること。) が約定期限までに履行されず、履行遅滞となった。

イ 裁判所の判断

(結論)

IBM は、履行遅滞の責任を負わない。

(理由)

- 本件個別契約 13 及び 15 について
本件個別契約 13 及び 15 に基づく IBM の債務は、納入目標の合意による変更を経て、変更後の目標までに全部履行されたことが明らかである。なお、目標が契約上の履行期限を定める合意であったかどうか、疑問である。したがって、IBM が野村 HD ら主張の履行遅滞の責任を負うことはない。
- 本件個別契約 14 について
全体総合テストを平成 24 年 10 月 4 日までに終わることが IBM の債務として合意されていたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、IBM が野村 HD ら主張の履行遅滞の責任を負うことはない。
- 本件個別契約 6 について
カスタマイズが完了した WM の利用許諾をして野村 HD らの従業員が本件システムを利用できるようにすることが IBM の債務として合意されていたことを認めるに足りる証拠はない。その履行期限を平成 25 年 1 月 4 日とする合意があったことを認めるに足りる証拠もない。

(4) 争点 1-4 (不法行為の成否) について

ア 当事者の主張

争点 1-4 に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

表 7 争点 1-4 に関する当事者の主張

IBM の主張	野村 HD らの主張
(結論) 不法行為は成立しない。	(結論) 不法行為は成立する。
(理由) IBM は、本件開発業務の各段階において、遅延等のリスクに対処するために、プロジェクト・マネジメントを適切に実行していた。本件開発業務が遅延したのは、野村 HD らが、上流工程の仕様決定段階で工数削減の努力を怠り、仕様決定後の	(理由) <ul style="list-style-type: none"> ベンダである IBM は、野村 HD のみならずユーザである野村証券に対して、次の不法行為法上の注意義務を負う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 高度の専門的知識と経験に基づき適切にシステム開発を遂行し、合理

IBM の主張	野村 HD らの主張
下流工程に至っても新要件の追加・変更要求を繰り返して、仕様変更や作業の手戻りが生じたためである。IBM が不法行為責任を負ういわれはない。	<p>的な費用・スコープ・期間で本件システムを完成させる注意義務</p> <p>② 情報を集約・分析し、野村 HD らに必要な説明を行い、野村 HD らの了解を得ながら、必要とされる修正・調整等を行い、本件システムの完成に向けてプロジェクト・マネジメントを行う注意義務</p> <p>・IBM は、本件開発業務において、</p> <p>① IBM 及びテメノス社の要員の WM 及び証券業務についての知識不足</p> <p>② 引継ぎに不備のある頻繁な要員の交代</p> <p>③ 杜撰な進捗管理</p> <p>④ 不正確・不十分な設計書</p> <p>⑤ 杜撰な品質管理</p> <p>から、適切なプロジェクト・マネジメントを行わず、本件開発業務を頓挫させたから、不法行為責任を負う。</p>

イ 裁判所の判断

(結論)

IBM の不法行為は成立しない。

(理由)

- ・債務不履行責任を負わない IBM が、野村 HD ら主張の注意義務に基づく不法行為責任を負うというためには、特段の事情が必要である。しかしながら、特段の事情があることを基礎付ける事実関係を認めるに足りる証拠はない。
- ・不法行為法上の注意義務違反を構成するほどのものがあつたことを認めるに足りる証拠はなく、むしろ、前記認定事実によれば野村証券からの度重なる CR (変更要求) により十分な設計書作成期間やプログラム製作期間をテメノス社が確保できなかったことが遅延の原因である可能性が高い。

(5) 争点 2-1 (本件個別契約 13 ないし 15 に基づく未払報酬請求の可否) について

ア 当事者の主張

争点 2-1 に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

表 8 争点 2-1 に関する当事者の主張

IBM の主張	野村 HD らの主張
(結論) 報酬を請求できる。	(結論) 報酬を請求できない。
(理由) <ul style="list-style-type: none"> ・IBM は、本件個別契約 13 及び 15 の全工程を終了し、その債務の全部を履行した。 ・IBM は、本件個別契約 14 について、 	(理由) <ul style="list-style-type: none"> ・本件個別契約 13 及び 15 について、サブシステム内連結テストは完了しておらず、総合テストは開始されていない (総合テスト環境を利用した

IBM の主張	野村 HD らの主張
平成24年4月1日から同年11月9日までその履行をした。同日以降は、野村 HD らに履行を拒まれて、履行することができなかつたので、民法536条2項により、IBMは未履行业務に対する報酬請求権を失わない。	IBMの内部テストが行われていたにすぎない。) から、履行は完了していない。 ・総合テストは開始されておらず、総合テスト環境を利用した IBM の内部テストでは大量のバグが噴出してたから、本件個別契約 14 について債務の本旨に従った履行があったとはいえない。

イ 裁判所の判断

(結論)

IBM は、本件個別契約 13 に関する報酬を請求できる。

IBM は、本件個別契約 15 に関する報酬を請求できる。

IBM は、本件個別契約 14 に関し、出来高相当額の報酬を請求できる。

(理由)

- ・ IBM は、平成 24 年 7 月 27 日までに納品基準を満たして成果物を納品するなど本件個別契約 13 及び 15 に基づく債務を全部履行し、債務不履行(履行遅滞・不完全履行)もなかったものというべきである。
- ・ 本件個別契約 14 の報酬体系については、IBM が履行した分だけを支払う出来高払い制に変更する旨の黙示の合意があったものと推認するのが相当である。そうすると、IBM の請求のうち民法 536 条 2 項を根拠にする部分は全部理由がなく、それ以外の部分は認定された出来高に相当する部分を認容すべきである。

(6) (争点 2-2 (本件各個別契約に基づかない追加作業についての報酬請求等の可否) について

ア 当事者の主張

争点 2-2 に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

表 9 争点 2-2 に関する当事者の主張

IBM の主張	野村 HD らの主張
(結論) 報酬請求等をできる。	(結論) 報酬請求等をできない。
(理由) ・ IBM は、平成 23 年 8 月末までに終える予定であったストーリーボードの作成・修正作業を、同年 9 月以降も継続して行った。 ・ IBM は、契約外の作業として、WM 以外の帳票やコントラクト・ワークフロー等の追加開発の作業を行うとともに、本件個別契約 13 及び 15 において予定されていなかった WM の追加のカスタマイズ作業を行った。	(理由) IBM が主張する追加作業は IBM の帰責事由によって生じたものである。野村 HD に債務不履行はなく、IBM 主張の合意は存在せず、IBM が野村 HD らの事務を行ったとはいえないから商法 512 条に基づく請求権もない。

IBM の主張	野村 HD らの主張
<ul style="list-style-type: none"> ・ IBM は、平成 24 年 11 月 10 日から同月 23 日までの間、本件開発業務の中止を受けて、「千手」と呼ばれるサーバ管理のためのソフトウェアを停止するなどの作業を行った。 ・ 上記の 3 項目について、(1) 追加作業につき相当額の報酬を支払う旨の合意が成立していること、(2) 商法 512 条に基づいて報酬請求できること、(3) 野村 HD のプロジェクト・マネジメント義務の不履行により、上記 3 項目の追加作業を IBM が実施せざるを得なくなったから、IBM 主張の相当報酬額と同額の損害賠償請求をできる。 	

イ 裁判所の判断

(結論)

IBM は、報酬請求等をできない。

(理由)

- ① ストリーボード修正及び単体テストについての報酬請求について
 - ・ IBM と野村 HD らの間でこれらの作業の費用支払合意があったことを認めるに足りる証拠はない。
 - ・ 本件個別契約 13 に基づいて平成 23 年 9 月以降に実施すべき IBM の作業(基本設計書作成やプログラムの製作)に含まれるため、商法 512 条に基づく請求は理由がない。
 - ・ 野村 HD の債務不履行により IBM が前記作業を実施せざるを得なくなったという事実関係を的確に認めるに足りる証拠はない。したがって、野村 HD の債務不履行に基づく請求は理由がない。
- ② 契約外の追加カスタマイズ作業等について
 - ・ IBM と野村 HD らの間でこれらの作業の費用支払合意があったことについては最終的に合意が形成されたことを認めるに足りる証拠はない。
 - ・ 当該作業が本件個別契約 13 又は 15 の報酬合意に含まれるとみるのが自然である。したがって、商法 512 条に基づく請求は理由がない。
 - ・ 野村 HD の債務不履行により IBM が前記作業を実施せざるを得なくなったという事実関係を的確に認めるに足りる証拠はない。
- ③ 本件開発業務の中止に伴うソフトウェア停止等の作業について
 - ・ IBM と野村 HD らの間でこれらの作業の費用支払合意があったことを認めるに足りる証拠はない。
 - ・ ソフトウェアを停止する作業が、IBM が野村 HD らのために行ったものであることを認めるに足りない。したがって、商法 512 条に基づく請求は理由がない。
 - ・ 野村 HD の債務不履行により IBM が前記作業を実施せざるを得なくなった

という事実関係を的確に認めるに足りる証拠はない。

第4 本判決に関する考察

1 争点 1-1 に関する裁判所の判断について

本件の争点 1-1 で問題となっている「本件システムを完成して稼働させることや、その履行期限を平成 25 年 1 月 4 日とすることまで合意されていたのか」という点は、一般的には、「本件のような多段階契約は、全体として 1 個の契約（典型的には請負契約）なのか複数の契約で構成されているのか」という形で議論されている。

ベンダとしては、多段階契約を採用することで、各個別契約で定めた債務のみを負担していると考えているのに対し、ユーザは、完成した情報システムが本稼働することまで保証されているものと考えがちである。

同種の争点は、これまで裁判所において繰り返し判断されており、この争点においては、全体として 1 個の請負契約と評価するのではなく、工程ごとに複数の契約が成立していると判断される傾向にある（東京地裁平成 26 年 1 月 23 日判決⁷、東京地裁平成 28 年 4 月 28 日判決⁸等）。

本件の判断も、従来の裁判所の判断傾向を踏襲したものと評価できる。

2 争点 1-2 及び 3 における IBM の債務不履行について

本件では、IBM の債務不履行として、履行不能と履行遅滞が争点として取り上げられており、特に問題となるのは、本件個別契約 13 ないし 15 に関する判断である。

原判決では、本件個別契約 14 において、「本件システムが平成 25 年 1 月 4 日の STAR の稼働開始までには完成せず、仮に完成させても稼働開始後に不具合を生じるというリスク」が発生しており、「そのリスクは、客観的にみて、現実的で差し迫ったものであったというべきである。」とした上、「当時の状況の下で、本件開発業務がそのまま継続されるということは、通常考え難いほどに不自然・不合理なことというべきである。」と当時の状況を認定し、平成 24 年 8 月 27 日に、野村証券が IBM に対し、コンティンジェンシープランを発動する旨の通知をした時点で、履行不能となっていると判断した。本件個別契約 13 及び 15 に関しては、「サブシステム内連結テストに係る被告の債務は、承認やレビューはもとより、作業の場や機器の確保など、ユーザである原告野村証券の協力なくして履行できないものと解されるから、本件通告の後、被告（IBM）がサブシステム内連結テストを行うことは、社会通念上、客観的にみて不可能である。」とした上、野村証券が IBM に対し、平成 24 年 11 月 2 日に、本件開発業務を中止することを通告した時点で履行不能となっているとした。

これに対し、東京高裁における本判決では、本件個別契約 14 では、善管注意義

⁷ 東京地裁平成 26 年 1 月 23 日判決では、「本件ウェブサイトメンテナンス契約及び本件基本契約に基づく各個別契約は全て一体の契約としてみるべきであると主張するが、本件基本契約及び本件個別契約は別の時期に締結されたものであり、個別契約ごとに内容も異なるのであるから、これらの契約を全て一体の契約としてみて、本件個別契約に基づき発生する債務を一体として把握することはできない」と判示されている。

⁸ 東京地裁平成 28 年 4 月 28 日判決では、「本件基本契約の内容は、本件プロジェクトにおいて締結が予定された各個別契約の種類、内容等を予め定めたものにすぎず、原告と被告は、本件基本契約の締結後、本件システム開発が進行するに応じて、検討フェーズ個別契約ないし IMP 個別契約並びに追加開発に係る各個別契約を、それぞれ取引条件をその都度定めた上でそれぞれ別個の契約書を作成して締結したことが認められることからすると、本件基本契約及び各個別契約につき、実質的に見て一個の請負契約が成立したものと評価することはできない。」と判示されている。

務を負うにとどまることを根拠に、本件個別契約 13 および 15 については、「遅くとも平成 24 年 7 月 27 日までに製作納品され、平成 24 年 8 月 9 日の第 9 回ステコミにおいてプログラムの全部が納品基準を満たして納品されたことが確認され、かつ、本件システムの総合テストへの参加が承認された」という事実を重視し、「プログラムの仕掛品の全部は、納品基準を満たすと双方に判断された上で平成 24 年 7 月 27 日までに納品されたのであるから、その後のテスト等において問題が発見されたことに伴う修正作業の中でサブシステム内連結テストを行ったからといって、納品基準を満たすと双方に判断された上で平成 24 年 7 月 27 日までに納品されたという履行完了の事実が覆されるものではない。」として、履行は完了していると判断した。

本判決のように、「プログラムの全部が納品基準を満たして納品されたことが確認され、かつ、本件システムの総合テストへの参加が承認された」という事実認定を前提とすると、履行が完了しているとの判断になるのはやむを得ないのではないかと考えられる。

もっとも、本判決では、本件個別契約 13 及び 15 は、請負兼準委任契約であると判断されており、請負契約の要素が含まれる契約であれば、納品後に問題が発見されている点を捉え、瑕疵担保責任（現行法では契約不適合責任）の問題を検討する余地があったのではないかと考えられる。

3 争点 1-4 の不法行為の成否について

争点 1-4 では、債務不履行責任と不法行為の関係が問題となっているが、この点に関しては、請負契約の瑕疵担保責任（債務不履行責任）と不法行為責任の関係について言及した福岡高裁平成 16 年 12 月 16 日判決（以下「福岡高裁判決」という。）、最高裁平成 19 年 7 月 6 日判決（以下「第一次上告審判決」という。）及び平成 23 年 7 月 21 日判決（以下「第二次上告審判決」という。）を参考にする。

福岡高裁判決は、以下のように判示している。

「一審原告らの主張するような瑕疵があるからといって、当然に不法行為の成立が問題になるものではなく、その違法性が強度である場合、即ち請負人である一審被告らが本件建物の所有者の権利を積極的に侵害する意図で瑕疵を生じさせたという場合や、当該瑕疵が建物の基礎や構造躯体に関わり、それによって建物の存立自体が危ぶまれ、社会公共的にみて許容しがたいような危険な建物が建てられた場合に限って、一審被告らについて不法行為責任が成立する可能性があるものというべきである。」

しかし、第一次上告審判決では以下のように判示して、福岡高裁判決を否定している。

「原審は、瑕疵がある建物の建築に携わった設計・施工者等に不法行為責任が成立するのは、その違法性が強度である場合、例えば、建物の基礎や構造躯体にかかわる瑕疵があり、社会公共的にみて許容し難いような危険な建物になっている場合等に限られるとして、本件建物の瑕疵について、不法行為責任を問うような強度の違法性があるとはいえないとする。しかし、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵がある場合には、不法行為責任が成立すると解すべきであって、違法性が強度である場合に限って不法行為責任が認められると解すべき理由はない。」

更に、第二次上告審判決では、「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」の意味について、以下のように判示している。

「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」とは、居住者等の生命、身体又は財産を危険にさらすような瑕疵をいい、建物の瑕疵が、居住者等の生命、身体又は財産に対する現実的な危険をもたらしている場合に限らず、当該瑕疵の性質に鑑み、これを放置するといずれは居住者等の生命、身体又は財産に対する危険が現実化することになる場合には、当該瑕疵は、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵に該当すると解するのが相当である。」

そうすると、上記判示の「建物」を「情報システム」、「居住者等」を「ユーザ企業」と読み替えて、不法行為が成立する場合を検討する余地があるのではないかと考えられる。つまり、情報システムの瑕疵（契約不適合）が、ユーザ企業の財産に対する現実的な危険をもたらしている場合や瑕疵（契約不適合）の性質に鑑み、これを放置するといずれはユーザ企業の財産に対する危険が現実化することになる場合は不法行為が成立する余地があるものと考えられる⁹。

4 パッケージの選定について

本件は、本邦での実績がないパッケージソフト（WM）の利用を前提とするプロジェクトであり、プロジェクトを進捗させるに従って、カスタマイズ量が増加した事案である。

本件では、IBM がパッケージソフト（WM）を選択した点についての注意義務違反の有無は争点とされていないが、パッケージソフトを前提としたプロジェクトでは、典型的に問題となる点であるため、この点について考察してみる。

パッケージソフトを選定する企画・提案段階のベンダとユーザの役割について、例えば、東京高裁平成 25 年 9 月 26 日判決は以下のように判示している。

「ベンダとユーザーの間で、システム完成に向けた開発協力体制が構築される以前の企画・提案段階においては、システム開発技術等とシステム開発対象の業務内容等について、情報の非対称性、能力の非対称性が双方に在するものといえ、ベンダにシステム開発技術等に関する説明責任が存するとともに、ユーザーにもシステム開発の対象とされる業務の分析とベンダの説明を踏まえ、システム開発について自らリスク分析をすることが求められるものというべきである。」

そこで、この考え方に沿って本件の状況を検討してみる。本件では、パッケージソフト（WM）を選択した点についての注意義務違反の有無は争点とされていないため、この点に関する事実認定が十分ではない可能性もあるが、ベンダである IBM は、「表 2 本件の時系列表」における【パッケージソフト WM の紹介】（表 2 の No2）、【IBM の無償提案活動】（同 No3）、【Fit&Gap 分析】（同 No4）、【IBM の有償提案活動】（同 No5）、【本件個別契約 1 の締結と PoC の実施】（同 No6）、【本件個別契約 2 の締結と PoC の実施】（同 No7）の過程を通じて、一定の説明責任を果たしていたと考えられる。特に、PoC では、合意により設定された分析ポイ

⁹ 今回の考察では、「プログラムの仕掛品の全部は、納品基準を満たすと双方に判断された上で平成 24 年 7 月 27 日までに納品されたのであるから、その後のテスト等において問題が発見されたことに伴う修正作業の中でサブシステム内連結テストを行ったからといって、納品基準を満たすと双方に判断された上で平成 24 年 7 月 27 日までに納品されたという履行完了の事実が覆されるものではない。」と判示されているので、瑕疵や契約不適合が残存している場面を想定して検討しているが、情報システムの開発プロジェクトでも、企画提案段階におけるリスクについて説明義務を不法行為法上の義務と位置付けたり、開発進行上の危機を回避するための適時適切な説明と提言をし、仮に回避し得ない場合には本件システム開発の中止をも提言する義務に違反した場合に不法行為責任が成立すると判示している事例は存在する（東京高裁平成 25 年 9 月 26 日判決）。

ントのうち、要求機能の存在を確認した項目が 31、要求機能は存在するが実証できなかった項目が 1、要求機能の不存在を確認した項目が 20、要求機能の存在が未確認の項目が 2 であって、不存在確認項目 20 のうち、代替案を提案する項目が 3、カスタマイズを検討する項目が 17（うちカスタマイズレベル中が 3、レベル小が 14）であることまで分析されている。

これに対し、野村証券は、PoC が終了する段階においても、後に、大きなギャップが判明するフィー計算徴収業務の詳細複雑さの問題に関し、投資顧問部の特定の従業員（Fee 担）以外は知らなかったという状況であったことが認定されており、要件定義工程に着手する前のリスク分析が十分に行われていたと言えるのか疑問である。

従って、IBM が、PoC 等の結果を踏まえ、【本件個別契約 3 の締結】（表 2 の No8）以後の要件定義等の工程に関し、WM を利用することを前提として進捗させ、カスタマイズ量が増加することになったとしても、パッケージソフト（WM）を選択して提案したこと自体に、注意義務違反があったと評価するのは困難ではないかと考えられる。

以上